

## かすがい子育て応援店舗登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てしやすいまちの推進を図るため、子育て世帯の利用に配慮した取組を行う店舗を登録し、市民等に広く周知する「かすがい子育て応援店舗登録制度」について、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 かすがい子育て応援店舗（以下「子育て応援店舗」という。）の登録対象は、市内に所在地がある店舗のうち、別表に掲げる取組項目のうちいずれか1つ以上を実施しているものとする。

(登録の申込み等)

第3条 子育て応援店舗の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かすがい子育て応援店舗登録申込書（第1号様式）に取組の内容に関する写真、図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、前条の規定に適合する店舗と認めるときは、当該店舗を子育て応援店舗に登録し、申請者に市長が別に定める登録証を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第4条 前条の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が登録内容の変更をしようとするときは、かすがい子育て応援店舗登録変更届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第5条 登録者が子育て応援店舗の登録を抹消しようとするときは、かすがい子育て応援店舗登録抹消届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第3条の登録を受けた子育て応援店舗が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 災害その他の事故により店舗等を使用できなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定により子育て応援店舗の登録を抹消した場合は、かすがい子育て応援店舗登録抹消通知書（第4号様式）により、登録者に通知するものとする。

4 登録者は、子育て応援店舗の登録抹消後、かすがい子育て応援店舗登録証を速やかに廃棄するものとする。

（広報）

第6条 市長は、ホームページ、刊行物への掲載等により、子育て応援店舗を市民等に広く周知するものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	取組番号	取組内容
設備	A-1	キッズコーナー等子どもを遊ばせるための設備を設置している。
	A-2	おむつ交換台等おむつ交換ができる設備を設置している。
	A-3	授乳ができる設備を設置している。
	A-4	子ども用の椅子を設置又は常備している。
	A-5	トイレ用ベビーチェアを設置している。
	A-0	上記のほか、子育て世帯のための設備を設置している。
サービス	B-1	子どもが利用する場合に料金割引やポイントの優待等を実施している。
	B-2	子どもへのプレゼントを提供している。
	B-3	子ども用のメニューを提供している。
	B-4	粉ミルク用のお湯を提供している。
	B-5	はぐみんカードの協賛店舗である。
	B-0	上記のほか、子育て世帯へのサービスを実施している。